地域の類型	当てはめる地域
А	枕崎市の区域(以下「対象区域」という。)のうち,都市計画法(昭和43年法律第100
	号)第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域,第二種低層
	住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
В	対象区域のうち,都市計画法第9条第5項から第7項までに規定する第一種住居地
	域,第二種住居地域及び準住居地域
С	対象区域のうち,都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地
	域,商業地域,準工業地域及び工業地域